



山形県公報

平成17年4月1日(金)

号 外 (30)

目 次

企業局関係

規 程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程..... 1

告 示

昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正..... 4

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第15号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程(昭和40年9月県企業管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第6条第1項中「電気工作物」を「企業管理者(以下「管理者」という。)は、電気工作物」に、「置く」を「選

任する」に改め、同条第2項第1号の表中 「南部発電管理事務所」を「南部地区発電建設事務所」に、

「(建設)及び横川発電所(建設)」を「、野川第二発電所(移設)及び横川発電所」に改め、同項第2号の表中

南部発電管理事務所	主査以上	1 野川第一発電所	を
		2 野川第二発電所	
		3 白川発電所	
		4 朝日川第一発電所	
		5 朝日川第二発電所	
		6 新野川第一発電所(建設)	
		7 横川発電所(建設)	

南部発電管理事務所	主査以上	1 野川第一発電所	に
		2 野川第二発電所	
		3 白川発電所	
		4 朝日川第一発電所	
		5 朝日川第二発電所	

南部地区発電建設事務所	主査以上	1 新野川第一発電所 2 野川第二発電所(移設) 3 横川発電所
-------------	------	--

改める。

第7条第6号中「溶接自主検査」を「溶接事業者検査」に、「定期自主検査」を「定期事業者検査」に、「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第8条中「徴した者」を「徴した管理職員」に、「受けた者」を「受けた管理職員」に改める。

第9条中「企業管理者」を「管理者」に改める。

第10条中「同一事業所」を「管理者は、同一事業所」に改める。

第11条中「主任技術者が、」を「管理者は、主任技術者が」に、「一に」を「いずれかに」に改める。

第15条第4項中「巡視の頻度」を「巡視及び検査の頻度」に改める。

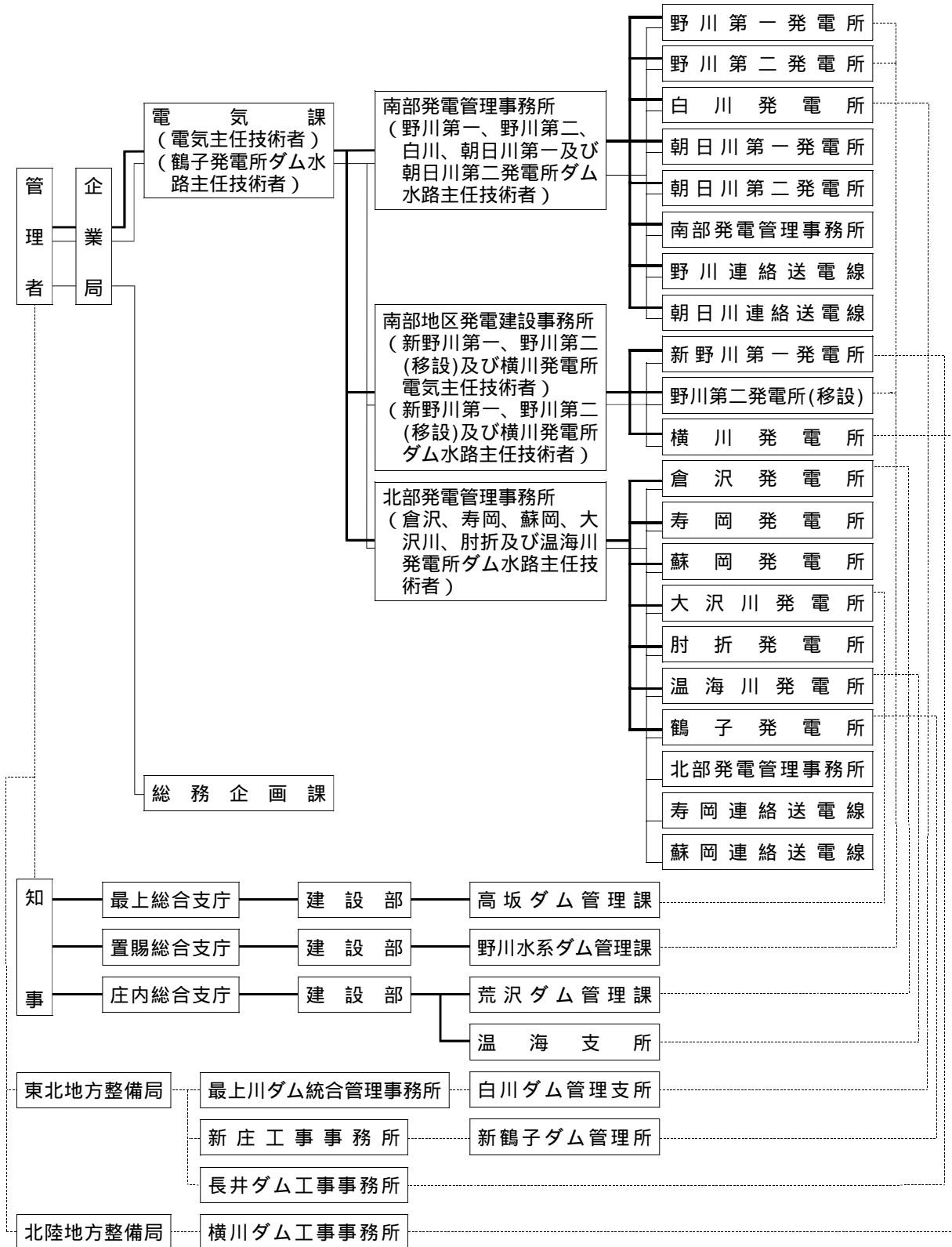
「第8章 法定自主検査」を「第8章 法定事業者検査」に改める。

第27条(見出しを含む。)及び第28条(見出しを含む。)中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1

保 安 に 関 す る 組 織



注 1 — は、保安業務（電気）の系統を示す。
 2 — は、保安業務（ダム水路）の系統を示す。
 3 - - - は、河川管理者との関連を示す。

別表第2中 「**総務課**」 を 「**総務企画課**」 に改め、同表電気課の項中「電気工作物」を「電気工作物（新野川第一発電所、野川第二発電所（移設）及び横川発電所に係るものを除く。）」に改め、同表中

北部発電管理事務所及び南部発電管理事務所	所管する電気工作物の維持及び運用に係る保安並びにこれらに係る保安教育に関すること	を
北部発電管理事務所及び南部発電管理事務所	所管する電気工作物の維持及び運用に係る保安並びにこれらに係る保安教育に関すること	に
南部地区発電建設事務所	新野川第一発電所、野川第二発電所（移設）及び横川発電所の電気工作物の工事に係る保安並びにこれらに係る保安教育に関すること	

改める。

別表第3中 「1回/6月 2回/月」 を 「1回/年 2回/月」 に、「70メートル未満」を「70メートル以上」に、
 「1回/6月 1回/月」 を 「1回/3月 1回/月」 に、「1回/6月 1回/年」 を 「1回/年 1回/年」 に、
 「1回/6月 1回/2年」 を 「1回/年 1回/3年」 に、「主要遮断機」を「主要遮断器」に、
 「1回/5年 1回/6年」

「**第2種接地抵抗**」 を 「**B種接地抵抗**」 に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

山形県企業告示第1号

昭和54年3月県企業告示第1号（県営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成17年4月1日

山形県企業管理者 本 間 正 巳

1 出納取扱金融機関の表中 「**南部発電管理事務所に係る出納事務**」 を 「**南部発電管理事務所及び南部地区発電建設事務所に係る出納事務**」 に改める。